

## 基幹統計調査の承認の状況

(令和5年8月分)

令和5年9月27日  
総務省政策統括官(統計制度担当)

統計調査の名称	実施者	主な承認事項	承認年月日
経済産業省生産動態統計調査	経済産業大臣	令和6年1月分以降の調査について、以下のとおり、調査計画を変更  ① 調査対象品目の変更 「経済産業省生産動態統計調査における統一基準」に基づく調査対象品目の削除・統合等  ② 報告単位の変更 集計単位に合わせ年単位から月単位に変更	R5.8.17

(注) 本表は、基幹統計調査に係る申請のうち、統計法第9条第4項ただし書に規定する「軽微な事項」に該当するものとして、統計委員会の意見を聴かなかつたものを整理している。

このうち①の一部については、定型的な「軽微な事項」に該当するものではないが、調査内容に実質的な変更が及ぶものではないことから、「統計法第9条第4項ただし書における「統計委員会が軽微な事項と認めるもの」の取扱いについて」(平成21年3月9日統計委員会決定。令和3年7月30日最終改正)1⑩「上記に掲げる変更のほか、委員長及び関係する部会の長が軽微な事項と認めるもの」に該当するものとして、諮問に関する手続を要しないとしたものである。